

令和3年度西新宿エリアにおけるスマートポールの面的設置、運用及び検証事業
実施要綱

3 推 第 2 3 号
令和3年4月23日

(目的)

第1条 世界最高のモバイルインターネット網の構築に向け、東京都(以下「都」という。)は令和元年8月に「TOKYO Data Highway 基本戦略*1」を発表し、西新宿都庁近辺エリア(以下「西新宿エリア」という。)を5Gの重点エリアの一つに位置付けている。また、都は令和元年12月に「未来の東京」戦略ビジョン*2を発表し、西新宿エリアを「スマート東京」先行実施エリアと位置付け、5Gと先端技術を活用した分野横断的なサービスの都市実装に向けた取組を推進していく。

こうした取組の一環として、都は、5Gアンテナ基地局、高速Wi-Fi及びセンサー等の様々な機能を備えた次世代都市インフラであるスマートポールの設置を進めており、令和2年度は複数の事業者の協力を得ながら、西新宿エリアに計9基のスマートポールを先行・試行設置し、有用性等の検証を開始した。

都は、令和3年度は西新宿エリアで面的にスマートポールを設置し、スマートポールに搭載する5G、Wi-Fi、サイネージ及びセンサー等の有用性及び収益性等について検証することで、今後の展開についての方針を明確化することとしている。

本事業は、令和3年度にスマートポールを新たに設置し、都と協力して検証を行う事業者(以下「協働事業者」という。)を選定し、西新宿エリアにおける5G通信網のカバーエリア促進やスマート東京の実現に向けた各種実証事業等の取組を支援するとともに、スマートポールの他地域への展開を見据えたビジネスモデルを構築することを目的とする。協働事業者は、事業の今後の展開についての方針を検討するパートナーとして、都とともに各種の検証に取り組む。

本要綱は、本事業の実施に関し、基本的な事項について定めるものである。

(*1)「TOKYO Data Highway 基本戦略」(令和元年8月策定)

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/tokyodatahighway/pdf/tdh_ver01.pdf

(*2)「未来の東京」戦略ビジョン(令和元年12月策定)

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/author53762/pdf/vision.pdf>

(事業内容)

第2条 都は本事業において、次に掲げる支援を実施する。

(1) スマートポールの製作及び設置に係る経費の一部を助成

- (2) スマートポールの設置場所として、都道を提供
- (3) 各種検証における行政施策との連携のサポート

(検証の方向性)

第3条 都及び協働事業者は、本事業において、スマートポールの設置及び運営に係る費用の低減、スマートポールが有する機能により生み出される付加価値の増大並びにスマートポールを活用した収益性の向上に係る検証を行い、スマートポール事業の有効性を確認する。

(協働事業者の役割)

第4条 協働事業者は、本事業において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) スマートポールの本体及び各種搭載機器の製作及び設置
- (2) 5G アンテナ基地局設置に向けた通信事業者との調整
- (3) セキュリティー計画及びプライバシー計画の策定とその実施
- (4) 設置したスマートポールの保守、管理及び運営
- (5) スマートポールの搭載機能を活用した各種検証
- (6) 年次報告書の作成

(財産の所有権等)

第5条 スマートポール本体及び搭載する機器の所有権並びに搭載する機器から取得されるデータに関する一切の権利は、協働事業者に帰属する。

- 2 協働事業者は、前項のデータを無償で都に提供するものとする。
- 3 都は、前項の規定により提供を受けたデータを無償で利用できるとともに、自由に加工、分析、編集等を行うことができる。
- 4 前項の規定により加工、分析、編集等を行うことにより得られた派生データに関する権利は、都に帰属する。

(公募)

第6条 知事は、本事業を実施する協働事業者を公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は、事業提案書を作成し、申請書（別記第1号様式）を知事へ提出するものとする。
- 3 公募に必要な事項は、知事が別に定める。

(審査会及び決定)

第7条 知事は、前条第2項の規定により提出された事業提案書について、別に定める審査会で審査し、協働事業者を選定する。その結果については、通知書（別記第2号様式）に

より協働事業者へ通知する。

- 2 知事は、前項の選定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 審査会及び協働事業者の選定に必要な事項は、知事が別に定める。

(協定の締結)

第8条 都及び協働事業者は、前条第1項の事業提案書及び同条第2項で付した条件に基づく協定を締結するものとする。

(事業計画書の提出)

第9条 協働事業者は、前条の協定締結後速やかに事業計画書を提出しなければならない。

(事業計画書の変更)

第10条 協働事業者は、前条に規定する事業計画書を変更しようとする場合には、知事に報告を行わなければならない。ただし、変更内容が次に掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書(別記第3号様式)により、あらかじめ知事へ申請し、承認を求めるものとする。

- (1) 事業計画書の内容を大幅に変更しようとするとき。
 - (2) 第7条第2項の規定に基づき知事が特に条件を付した場合において、事業内容の変更によって、条件を満たさなくなるとき。
- 2 知事は、前項の申請について承認した場合は、変更承認通知書(別記第4号様式)により協働事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

第11条 協働事業者は、やむを得ない理由により、本事業を中止しようとする場合には、中止承認申請書(別記第5号様式)により知事へ申請し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、第1項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書(別記第6号様式)により協働事業者へ通知する。

(協定の解除)

第12条 正当な理由なく第9条に規定する事業計画書の遂行に著しい支障が生じ、事業の遂行が困難と認められる場合には、知事は第8条において締結した協定を取り消すことができる。

(支援期間)

第13条 第7条で決定した協働事業者に対する支援は、次の各号に掲げる支援について、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に係る支援 協定締結日から令和4年3月31日まで
- (2) 第2条第2号及び第3号に係る支援 協定締結日から令和8年3月31日まで(予定)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する詳細事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。